

## 平成 27 年度 第5回 伊勢市地域自立支援協議会 会議録要旨

開催日時 平成28年1月28日(木) 午後19時00分～  
開催場所 伊勢市役所東庁舎 4-2 会議室  
出席委員 浦田宗昭委員、山路克文委員、中井眞知子委員、笹山武志委員、山本とみ委員、  
岡部浩美委員、丸谷紀子委員、前村裕司委員、松崎まみ委員、斉藤茂委員  
事務局 高齢・障がい福祉課長 課長、係長、他1名  
こども課(こども家庭相談センター) 1名  
学校教育課 1名  
伊勢市障害者総合相談支援センター フクシア職員 2名  
傍聴者 3名

### 1. 各課題別検討チーム会議よりの報告

#### ●せいかつチーム

##### 「地域移行」

モデルケースをもとに地域移行に必要な支援等について「見える化」を作成する中で、様々な検討を行った。

- ・細かい地域生活の体験機会：ゴミ出し、郵便受け取り、昼ごはん外食、社会の音を聞く等々が、短時間から、何泊でも、何回でも、出来る部屋等があると良い。
- ・ご家族への支援等の連携：ご家族への説明は必須であるが、これらを進めていく支援の主体と役割分担の在り方を検討する必要がある。
- ・地域と本人とをつなぐ：地域の避難訓練、一斉掃除、お祭り等に、迷惑かけるので行けないではなく、地域と出会える大切な機会にしていけることが必要である。
- ・意思確認のマニュアル：ご本人の意向確認を進めていくために、各支援者の連携や役割分担等について、マニュアル的な整備が必要と思われる。

#### 【各委員の主な意見】

- ・見える化づくりは、せいかつチームだけではなく他チーム等も含めて進めていく事が必要である。  
〔事務局〕見える化づくりについては、今回を第1回目として、誰とどのように進めていけばいいのか等を検討していく予定。

#### ●していますかチーム

##### 「周知(相談窓口)」

障がい児者相談窓口の周知の効果的な方法を分析するために行う予定である、現在の障がい児者支援につながる際の相談経路についてのアンケートの内容について検討を行った。

- ・相談経路の候補として、教育、医療、司法、行政、職場、地域住民等々が考えられる。
- ・今後は、アンケートの実施方法について、計画相談の相談員に協力頂けるかを調整していく予定。

##### 「周知(地域相談支援3センターの一括パンフレット)」

3つの地域相談支援センターが一括掲載されたパンフレットの作成に向け、内容等を検討した。

- ・視覚的な見易さ、わかり易さを重視し最終調整を検討。今後の印刷方法等を事務局等で検討してもらい、次回3月本会にて最終的な報告の予定。

## **「啓発(障害福祉サービス事業所詳細情報)」**

障害福祉サービス事業所の詳細な情報を公表するための冊子の作成について検討。

- ・情報提供する対象者は、ご本人・家族等を中心として、支援者とともに活用してもらう形。
- ・詳細記入依頼範囲は市内サービス事業所として、市外は一括掲載とし、サービス種別ごとに範囲をして掲載予定。次回、3月本会にて最終的な報告の予定。

## **「市民との情報交換会」**

市民との情報交換会「障がいのある方の災害時の支援」をテーマに意見交換会を開催予定(2/9)

- ・上記、情報交換会で頂いた意見をもとに、議論を進めていく予定。

## **2. 各課題別検討チームからの検討・提案**

### **●いきいきチーム**

「実習制度の創設」

最終的な提案を行う前に、まずは試行して修正等を行いながら精査をしていきたいことについてチームより提案を行った。

「就労版パーソナルカルテ」

就労版パーソナルカルテの書式検討を行い、これまでの議論の趣旨に合致する(本人目線・プラス方向からの文書表現等)書式を原案とし、上記実習制度の試行の中でモデル的に試行を実施していく方向であることを報告。

### **【各委員の主な意見】**

- ・企業の意見として、県や市や特別支援学校など様々なところから実習や雇用等と言われて、どうなっているのかと言われることがある。各機関同士で情報を共有し、しっかりと連携していけるようにすることが必要である。企業側から見て、共有されていることが必要である。
- ・伊勢にどのような会社があるのか分析が必要ではないか。
- ・企業に対してビジョンを語る必要があるであり、会社側の意識を変えてもらうことが必要。どうしたら受けてもらえるのか、会社としてはどうしてももらえるのかをお互い突っ込んで話出来ないといけない。

〔事務局〕 今回の実習制度は、隙間の制度を作る趣旨であり試行してみて様々な意見を踏まえて修正していく予定。

- ・試行時期はいつ頃になるか？

〔事務局〕 今回の本会での了承後、いきいきチーム委員のサービス事業所から利用者を決定し、また同じくチーム委員の商工労政課等にも協力頂き企業を決定等していく予定。その後、再来年度の実施へ向けて、来年夏までに最終的な提案をまとめていきたい。

- ・試行の実施について了承。

### **●こどもチーム**

「伊勢市こども発達支援室」

こども発達支援室に必要とされる機能について、伊勢市における各機関における発達支援に関する支援や取り組みの現状整理を行い、またこれまでの市民との意見交換会で聞かせて頂いた内容、名張市への視察結果等を踏まえ、最終的にこどもチームとしての以下の提案を行った。

- ・早期支援から途切れない支援等を進展させるために、「市役所各課・各機関・各分野を超えた総合的・一体的継続的な機能を有する中心的行政組織」が必要であり、その機能については、特別支援保育・教育の充実化機能、ワンストップ相談支援機能、支援情報の引継ぎ機能、アウトリーチ機能、コーディネート機能、療育との連携促進機能、保護者支援機能、早期発見（アセスメント）機能、早期支援機能、医療との連携機能が必要である。また、発達支援室にて、発達支援センター化へのあり方を関係機関や市民と十分に検討しながら、必要な機関が集約された発達支援センターを目指していくことが必要であり、各関係機関や市民等との意見交換等にて、地域にとって必要な機能を各段階および定期的に分析しながら、必要な機能を担うための柔軟な機能・人員・業務等の変更を図ることが重要である。

### **【各委員の主な意見】**

- ・障害児入所施設やショートステイの事業をする中で、親が疲れ切ってからや、緊急になってから、施設にたどり着く状況がある。施設は最後の砦と思っているが、家庭が破壊されてからでは入所施設から地域移行も出来なくなってしまう。これらを家庭崩壊や虐待の防止等が、この提案文章からは読み取れないので、そこも考えて頂きたい。  
〔事務局〕虐待防止等も含めた、総合支援室なのか、あるいは発達支援の発達支援室なのかはチーム内でも議論があったところではあるが、名張市でも切っても切れないものであるという話を聞いている。
- ・よろず相談が出来ることが必要であり、何でもどうぞと言える機能があった上で、次へと仕分け繋いで行く事が必要。それがないと今までと同じになってしまう。
- ・その人の人生を通した支援を考えることが出来る事が必要である。
- ・機能等ともう一方で、機能するかについては何よりもマンパワーが大事であるため、もう1本の柱として、どのように人材を育成していくかについて、しっかりとした検討が必要である。
- ・名張市の視察結果は？  
〔事務局〕名張市は、教育と発達支援室がセンター化しており、一体的に連携取れる機能になっている。センター化にあたって各機関と話し合いをしながら、人材増やしつつ充実していったと聞いている。
- ・こどもチームの委員に、保護者が当事者、また教育委員会に入ってもらわなければならない。議論をする段階から、一緒に検討して行く事が重要であると思うため、ぜひお願いしたい。  
〔事務局〕情報交換会にて意見聞かせてもらい、それを検討していく形が現状である。そのため頂いた意見をしっかりと取り入れていくということをしていかないといけない。今すぐには難しい面もあるが、メンバー再編の時に検討をしたい。
- ・必要な機能については、この通りだと思うので、異議はない。
- ・この内容を提案する方法論については、市長への直談判が必要であると思う。出来るところから進めていきますでは、縦割りの中で自己満足で終わってしまうだろう。市長に来てもらって提案をし、市長の専権事項として決定してもらえないか。
- ・自立支援協議会から市長への提案と言う事ならば、他チームの現状や課題も入れて、その上で発達支援室を優先させて提案するという内容が必要である。
- ・このままの提案では分かりましたになるが、準備室や準備委員会を立ち上げることを含めて提案する方が説得力あるのではないか？

〔事務局〕市として提案を受けるならば、提案を受けて発達支援連絡会にて、もんでいく事になると思う。

- ・協議会から提案書として提出するならば、協議会から市長へ提出する場を作りたい。

〔事務局〕市長への手渡しの時間を取ることならば努力したい。市長に気持ちはあり、現在発達支援室への準備を進めている段階である。

- ・市長への提案の場を作っていく方向とし、あとは会長一任する。

### **3. 差別解消法における伊勢市職員対応要領について**

- ・行政の仕事に関しての対応としてのあり方を定めたもの。

社会モデルへの理解が重要。

#### **【各委員の主な意見】**

人権擁護の観点から、しっかりした体制が必要である。

- ・ガイドラインがあっても、やはり人それぞれであるため書ききれない。そのために、ひやりはっと事例集のように、どのような相談で、どのように対応したか等を蓄積しながら、情報を共有し改善を図っていく事が重要であり、それが法の精神を浸透させていく。
- ・あくまで相談を解決しないといけないため、改善をさせるためにどこが担当課にフィードバックする役割を担うのかという体制が必要。
- ・相談に対しては、即刻の対応がもとめられるだろう。
- ・相談内容等の集約と、それを踏まえたフィードバックをする体制が必要である。

〔事務局〕・一義的には市全体での対応であるため、相談を受けた課で対応出来る事は行い、相談が難しい時には他課との連携や、県への相談等も考えられる。それら相談や対応の記録は高齢・障がい福祉課が集約していくが、全体へのフィードバックについては、スタートしながらどのようにしていくかを検討していきたい。

- ・伊勢市職員の対応については高齢・障がい福祉課が窓口を行うが、民間での事については人権や雇用の相談を紹介させて頂く事になる。新たな相談窓口は、作らないという国の方向性もあるので、既存のものを全体的に案内出来るようにしていきたい。

### **4. その他**

#### **【各委員の主な意見】**

- ・他市町で、障がいのある方の音楽の会の主催が自立支援協議会であった。自立支援協議会をアピールしていく方法として、そのような方法もあるということを周知したい。それぞれの活動の中で、自立支援協議会と絡められるものがあれば検討していきたい。